

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々への主な支援制度【個人】

1. 生活資金に関するもの

支援制度名称	対象	支援内容	制度の担当	
特別定額給付金【給付】	基準日（令和2年4月27日）に、住民基本台帳に記録されている方など	給付対象者1人につき10万円を給付する。	【市】 特別定額給付金専用ダイヤル（コールセンター）	06-6415-8071
子育て世帯への臨時特別給付金【給付】	令和2年4月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者の方（児童が4月から新高校1年生となっている場合を含む）	児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、対象児童1人につき1万円の臨時特別の給付金（一時金）を支給する。	【市】 こども福祉課	06-6489-6349
緊急小口資金【貸付】	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	10万円以内（世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる、また、介護の必要な高齢者や障害のある方がいる場合は、20万円以内）を貸付する。	【その他】 社会福祉協議会	06-6489-3793
総合支援資金（生活支援費）【貸付】	休業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	月額15万円以内（複数世帯は20万円以内）を3カ月以内（延長した場合は、最大12カ月以内）を貸付する。	【その他】 社会福祉協議会	06-6489-3793
住居確保給付金【給付】	離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方	家賃相当分（限度額あり）の給付金を3カ月（延長した場合は最大9カ月）支給する。	【市】 しごと・暮らしサポートセンター 尼崎 北・南	北部：06-4950-0584 南部：06-6415-6287
生活困窮者自立相談支援事業【相談支援】	収入の減少等で生活の困窮に不安のある方	複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、幅広く相談に対応し、就労等の支援の提供・調整を行う。	【市】 しごと・暮らしサポートセンター 尼崎 北・南	北部：06-4950-0584 南部：06-6415-6287
生活保護制度	生活保護法の規定等に基づく	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。	【市】 北部・南部 保護第1担当 (面接相談担当)	北部：06-4950-0286 南部：06-6415-6197
傷病手当金(国民健康保険)【給付】	尼崎市国民健康保険の被保険者であり、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われたため勤務ができなかったことにより、会社等から給与等の全部又は一部の支払を受けることができなかった方	傷病手当金を支給 <傷病手当金の算定式> (直近3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2/3 × 支給対象日数 = 傷病手当金の額	【市】 国保年金課	06-6489-6420
傷病手当金(後期高齢者医療保険)【給付】	尼崎市後期高齢者医療保険の被保険者であり、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われたため勤務ができなかったことにより、会社等から給与等の全部又は一部の支払を受けることができなかった方	傷病手当金を支給 <傷病手当金の算定式> (直近3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2/3 × 支給対象日数 = 傷病手当金の額	【市】 後期高齢者医療制度担当	06-6489-6836

2. 支払いの猶予・減免等に関するもの

支援制度名称	対象	支援内容	制度の担当	
国民健康保険料 【減免】	新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯や主たる生計維持者の収入が前年と比較して10分の3以上減少が見込まれる世帯（前年所得制限あり）等	新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納付が困難な世帯に対して、保険料の減免を行う。	【市】 国保年金課	06-6489 -6423
国民健康保険料 【分割納付】	収入が減ったなどの理由により、一時的に保険料の納付が困難となった方	新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納期内納付が困難な世帯に対して、支払回数を増やすことなどにより納付しやすくする。	【市】 国保年金課	06-6489 -6434
国民年金保険料 【免除】	失業した方や収入が減少した方	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対して保険料の免除等を行う。	【市】 国保年金課	06-6489 -6428
介護保険料 【減免】	新型コロナウイルスにより生計維持者が死亡又は重篤の第1号被保険者、また、生計維持者の収入が一定以上減少する見込みの第1号被保険者	失業等の理由で保険料を納めることができない場合に、所得等に応じて、介護保険料を減免する。	【市】 介護保険 事業担当	06-6489 -6376
介護保険料 【分割納付】	未納保険料を一括で納付することが困難な方	生活維持困難等の理由で保険料を分けて納めたい意思がある場合に納付相談（分納）を受けける。	【市】 介護保険 事業担当	06-6489 -6376
市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等） 【徴収猶予の特例】	令和2年2月以降に、事業等に係る収入が一定以上減少し、一時に市税の納付（納入）が困難な方	市税の徴収の猶予を最大1年間受けることができる。（担保の提供は不要であり、延滞金は免除）	【市】 納税課	06-6489 -6274
個人市民税（失業廃業減免） 【減免】	失業または廃業により収入が無くなり、その後の求職活動によってもなお仕事が無く、生活が著しく困難となった方（前年所得の制限有り）	勤労に基づく所得から計算する所得割額について、減免を行う。	【市】 市民税課	06-6489- 6246～ 6248
個人市民税（所得減少減免） 【減免】	失業廃業減免の対象者以外で、当年分の所得が、前年と比較して2分の1以下に減少し、生活が著しく困難となった方（前年所得の制限有り）	普通所得から計算する所得割額について、減免を行う。	【市】 市民税課	06-6489- 6246～ 6248
水道料金及び下水道使用料 【減免】	本市の水道事業及び下水道事業の全契約者	申込み手続きは不要。水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本使用料について、令和2年7月検針分もしくは8月検針分から、それぞれ6か月分を全額減免する。	【市】 上下水道部 経営企画課	06-6489 -7405
水道料金及び下水道使用料 【支払い猶予】	収入が減少した等の事情で水道料金及び下水道使用料の支払いが困難となった方	水道料金及び下水道使用料の支払いに関する相談を上下水道お客さまセンター（06-6489-7420）にて受け付け、支払いが困難と認められた場合、納入期限の猶予を行う。	【市】 上下水道部 料金担当	06-6489 -7406

3. 労働・就労に関するもの

支援制度名称	対象	支援内容	制度の担当	
労働相談 【相談】	賃金や労働環境等について、相談を希望する方	賃金や労働環境等に関して、社会保険労務士等の労働問題に精通した者が相談を受ける。	【市】 しごと支援課	06-6430 -7635
労働条件相談 「ほっとライン」 【相談】	賃金や労働環境等について、相談を希望する方	賃金や労働環境等に関して、専門の知識を持つ相談員が相談を受ける。	【国】 厚生労働省 (委託先：東京 リ-ガルマインド)	0120-811 -610
無料職業紹介 【就労支援】	就労を希望する方	就労支援員が面談を実施し、適正把握、求人検索、面接練習等を通じて、就職につなげる。	【市】 しごと支援課	06-6430 -7635

4. 住まいに関するもの

支援制度名称	対象	支援内容	制度の担当	
市営住宅 【一時提供】	休業要請により、市内のインターネットカフェ等が利用できなくなり、住宅に困窮している方	一時利用できる市営住宅を提供（使用料：2千円/日）する。 （緊急事態宣言に伴う、休業要請期間中）	【市】 住宅管理担当	06-6489 -6632
市営住宅 【一時提供】	尼崎市内に在住、在勤し、解雇や離職、収入の減少により住宅に困窮している方	一時利用できる市営住宅を提供（家賃：市の基準に基づき算定）する。 利用期間は、原則6ヶ月間（使用者、感染症の状況により最長1年間）。	【市】 住宅管理担当	06-6489 -6632
県営住宅 【一時提供】	休業要請により、インターネットカフェ等が利用できなくなり、住宅に困窮している方	兵庫県営住宅を一時的な居所として無料で提供	【県】 県土整備部 住宅管理課	078-230 -8459
県営住宅 【一時提供】	解雇や離職により住宅を失った方	入居要件を緩和し、抽選によらず、兵庫県営住宅を提供（原則1年以内）	【県】 県土整備部 住宅管理課	078-230 -8470

5. 子育て・教育に関するもの

支援制度名称	対象	支援内容	制度の担当	
学校休校等による 悩み相談 【相談】	学校休校等により、悩みやストレスを感じている保護者・子ども	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校休校等により、悩みやストレスを感じておられる方への相談窓口の案内を行う。	【市】 こども相談支援課	06-6430 -9989
(再掲) 子育て世帯への臨時特別給付金 【給付】	令和2年4月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者の方(監護する児童が4月から新高校1年生となっている受給者の方を含む)	児童手当(特例給付を除く)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対し、対象児童1人につき1万円の臨時特別の給付金(一時金)を支給する	【市】 こども福祉課	06-6489 -6349
保育料及び給食費等の負担軽減	本市から在宅保育のお願いに応じて、公立・私立保育所、認定こども園または小規模保育事業所の登園を1日以上自粛した方	保育料及び給食費について、日割り計算した額を軽減し、延長保育料を利用回数に応じて軽減する。	【市】 こども入所支援担当	06-6489 -6369
ファミリーサポートセンター事業利用料の負担軽減 【還付】	小学校が休業したことによりファミリーサポートセンター事業を利用した方	小学校が休業したことによりファミリーサポートセンター事業を利用した場合の利用料を還付する。	【市】 こども福祉課	06-6489 -6349
就学援助制度 【給付】	・生活保護を受給されている方(要保護) ・所得が一定の基準を下回る。または、児童扶養手当を受給されている方など(準要保護)	経済的理由によって就学困難な学齢児童生徒に対して、学用品費、修学旅行費の実費等、給食費の就学費用(生活保護受給者は修学旅行費のみ)について金銭援助する。	【市】 学事課	06-4950 -5671
高等教育修学支援新制度 【給付・貸付】	家計の急変により学費等の支援が必要な方	授業料・入学金の免除や減額、給付型奨学金及び貸与型奨学金等の相談をうける。	【その他】 奨学金 相談センター (日本学生支援機構)	0570-666 -301